

銚子市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、 その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年12月26日

 銚子市監査委員 明 石 博

 同 宇 澤 園 子

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

銚子市監査委員

1 監査の対象

(1) 指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(2) 所管課

子育て支援課

(3) 対象業務及び事務

銚子市放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の指定管理者が、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの委託期間のうち、令和4年度のクラブ管理運営に係る業務その他の事務の執行

2 監査の期間

令和5年8月25日から令和5年9月28日まで

3 監査の方法

監査は、指定管理者及び所管課から提出された資料、提示された出納関係帳票その他関係書類に基づき、クラブが関係法令、銚子市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例及び管理運営に関する基本協定書等の定めるところにより適正に管理されているかを主眼とし、現地確認及び関係者から説明を聴取する方法により実施した。

4 監査の概要

(1) 施設の概要等

① 設置の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8第1項の規定による放課 後児童健全育成事業を実施する。

② 施設の所在地及び内容

名称	所在地	延床面積	定員
清水放課後児童クラブ	銚子市清水町2894番地 旧清水幼稚園園舎1階	延床面積:144.09㎡	60人
飯沼放課後 児童クラブ	銚子市前宿町1200番地 飯沼小学校校舎1・2階	延床面積: 84.00㎡	40人
明神放課後児童クラブ	銚子市明神町1丁目1番地 明神小学校校舎1階 明神小学校敷地内別棟	延床面積:122.24㎡ 66.20㎡	60人

本城放課後児童クラブ	銚子市本城町4丁目226番地 旧本城幼稚園園舎1階 本城小学校校舎1階	延床面積: 61.75 m ² 85.50 m ²	40人
春日放課後 児童クラブ	銚子市春日町287番地 旧春日幼稚園園舎1階	延床面積:515.65㎡	70人
高神放課後児童クラブ	銚子市犬吠埼10222番地の1 高神小学校校舎2・3階	延床面積:212.00㎡	50人
海上放課後 児童クラブ	銚子市垣根町1丁目169番地 旧海上幼稚園園舎	延床面積:517.00㎡	60人
豊里放課後児童クラブ	銚子市笹本町359番地の1豊里地区コミュニティーセンター 1階・2階和室(集会室を共用)	延床面積: 61.30㎡	40人

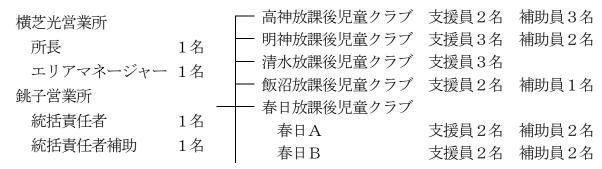
(2) 財政援助等の内容

- ① 指定管理委託料 93,280,000円
 - ※クラブの早朝利用及び延長利用に係る料金は、指定管理者が収受し、指定管理者の収入とする。

② 指定管理者の主な業務

- ア 放課後児童支援員の支援による児童の健全育成及び付随する業務
- イ クラブの早朝利用(小学校の休業日における午前7時30分から午前8時までの利用をいう。)又は延長利用(小学校の授業終了後及び休業日における午後6時から午後6時30分までの利用をいう。)の承認及びこれに付随する業務
- ウ クラブの施設及び設備の維持管理及び補修(軽微なものに限る。)に関する業 務
- エ 前アからウまでに掲げるもののほか、クラブの管理運営に関し、市長が必要と 認める業務

③ 運営体制(令和4年4月時点)



- 本城放課後児童クラブ 支援員2名

- 海上放課後児童クラブ

海上A支援員1名補助員2名海上B支援員3名補助員1名

- 豊里放課後児童クラブ 支援員2名 補助員1名

④ クラブの利用状況

令和4年度 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(単位:人)

	,										
	放課後児童クラブ										
月	清水	飯沼 明神	明神	神本城	春日		高神	海上		豊里	合計
			2111		Α	В	11-111	Α	В	37	н н і
4月	30	30	58	28	45	42	46	45	48	37	409
5月	29	30	57	28	44	43	45	44	46	37	403
6月	29	28	58	28	44	42	45	44	46	35	399
7月	29	28	59	29	43	41	45	44	46	35	399
8月	27	25	56	30	43	39	46	43	45	33	387
9月	31	25	56	28	43	41	47	43	43	31	388
10月	31	25	55	28	43	41	46	43	42	31	385
11月	31	25	56	28	43	40	46	43	41	31	384
12月	31	25	56	29	43	40	46	43	39	30	382
1月	31	25	54	30	43	40	46	44	39	29	381
2月	31	25	53	30	42	40	46	43	39	29	378
3月	30	24	53	30	42	39	45	43	38	29	373
合計	360	315	671	346	518	488	549	522	512	387	4,668

5 監査の結果

クラブの管理運営に係る業務、出納その他の事務については、概ね適正に執行されていたものと認められた。

指定管理者においては、関係法令、条例及び規則並びに国のガイドラインの遵守、利用者に配慮した支援員の加配置などきめ細かいサービスの提供や、危機管理体制の構築、研修制度による支援員の資質向上に努めるなど効果的かつ効率的な施設管理運営が行われていた。

しかし、経理の執行や業務の処理に関して、一部に次のような改善を要する事項が 見受けられた。

・ 人件費及び給食費について、年度協定書第4条に基づき当該経費の増加に伴う予算の不足を流用により措置するための協議を行っているが、その際の記録が所管課及び指定管理者双方に文書で処理・保存されていなかった。協議結果の記録は、公費たる指定管理料の使途に係る執行の重要な証拠となるため、協議結果を文書により記録し、所管課及び指定管理者で相互に確認されたい。

- ・ 収支決算書に記載される経費について、給食費にその他の経費が計上されるなど総勘定元帳その他帳票に計上された経費との不突合が見受けられた。また、イベントおやつ代など統括責任者による立替払いが恒常化していた。立替払いによる従業員の経済的負担の軽減や指定管理料の使途の明確化が図られるよう、掛払いや前渡金など経理の仕組みを整備されたい。
- ・ 災害発生時(避難訓練時も含む。)の避難場所として指定する施設については、 施設の管理者の承諾が得られていない例が見られたため、早急に避難場所施設の管理者の承諾を得るよう図られたい。

また、災害等の避難訓練に際しては、定期的に児童に避難経路を周知されたい。 併せて、所管課と情報を共有し、保護者等に対しても周知することにより児童の 安全確保に努められたい。

所管課においては、以上の事項を踏まえて指定管理者の管理・監督に努められたい。 なお、基本協定書及び年度協定書に定める協議事項をはじめ、業務計画その他指定管理 業務については、協議結果を文書に記録することとし、所管課及び指定管理者双方で合 意形成を図り施設の管理運営に当たられたい。

指定管理者から月例報告で示される指定管理業務に要した経費の収支の状況については、必要に応じ適宜帳票など証拠書類の提出を求め、記載内容と照合し確認するよう努められたい。

各クラブにおける利用者の安全確保については、書面確認のほかに指定管理者と現地確認を行うなど情報の共有を図るとともに、災害発生時における入所児童の保護者への連絡や問い合わせなどの対応を検討されたい。また、避難場所として指定する施設については、当該施設の管理者に対し、避難場所として利用できるよう指定管理者と協力して要請し許可を得ておくよう図られたい。

なお、施設の修繕については、指定管理者と協議のうえ適時適切に対応されたい。

今後とも所管課と指定管理者が連絡をより一層密にし、関係する小学校との連携を 図ることで、放課後児童クラブという施設の目的が円滑に執行されるとともに、本市 子育て支援の向上に資するよう放課後児童の健全育成事業の推進に努められたい。